

第 59 号

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

（8） 第9条第5項に規定する要件を欠く者であって、浄化槽管理士に研修を受けさせる措置を確実に講ずると認められないもの

第9条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、第1項の規定により置いた浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を第2条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第17条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項に1号を加える改正規定及び次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にされた改正前の熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による登録の申請であって、前項ただし書に規定する規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（提案理由）

浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。